

第12回豊岡市農業委員会総会（定例会）会議録

令和2年3月25日（水）

（豊岡市役所5階会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について  
番 委員  
番 委員
- 日程第2 会期の決定について  
月 日 日間
- 日程第3 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第19号 農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による届出  
書受理について
- 日程第5 第86号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第87号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第88号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第89号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証  
明について
- 日程第9 第90号議案 農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議に  
ついて
- 日程第10 第91号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 第92号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定  
について
- 日程第12 第93号議案 豊岡市農地法施行規程の一部改正について
- 日程第13 第94号議案 豊岡市農地転用の制限の特例に係る事務処理要綱の一部改正に  
ついて

出席委員（17名）

- |      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 宮 岡 正 則 | 2 番  | 加 悦 富美恵 |
| 3 番  | 高 尾 利 美 | 4 番  | 原 清 美   |
| 6 番  | 井 谷 勝 彦 | 7 番  | 田 中 直 喜 |
| 8 番  | 上 坂 光 広 | 9 番  | 水 嶋 義 彦 |
| 11 番 | 宮 口 豊 隆 | 12 番 | 北 垣 裕 次 |
| 13 番 | 齋 藤 善 久 | 14 番 | 石 橋 重 利 |

15 番 尾 口 正 信  
17 番 村 田 憲 夫  
19 番 森 井 脩

16 番 永 井 辰 正  
18 番 大 原 博 幸

欠席委員（1名）

10 番 西 沢 泰 裕

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴  
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。雪のない冬が終わりまして、ここのところずいぶん天気のいい日が続いています。朝晩はずいぶん冷え込むんですが、日中は気忙しいようなことになってます。ですが世の中は毎日新型コロナウイルスで話題がもちきりになっています。まだまだ終息は見えない、世界的な難しい型だといえますから蔓延していて大変心配なことです。今のところ幸いに但馬には感染者は発生が報告されていませんが、これもいつ、どんなかたちで出てくるのか分かりません。お互いに手洗いとうがいとマスクをつけていたいものだと思います。いろんな行事やイベントがいろんなところでみな中止になってきております。但東町のチューリップ祭りも中止になりました。花は咲いているので開花情報は出して、見に来てもらおうかなと。チケットの販売で手渡しをすること自体がよくないそうなので、そういうことはできないので、500円の募金箱でも置いてしてもらおうかと。チューリップ球根組合というのがありまして、球根を作って販売をしている、それが中止になっているんですけども、その人たちが鉢植えの販売用に鉢植えをこしらえているので、そういったものの販売とか球根の注文だとかそういったことを、詳しいことは私もよく分かりませんがされるようですが、ぼちぼち咲いてきておりまして、ただ雪がなかったもので去年もそうだったんですが、妙に雪がないと背丈が伸びないんですね。ちんちくりんといいますか、すーっと伸びてチューリップの花が咲くのがきれいなんですけど、短いチューリップに今年もある程度なっている。ただ、ここにきて結構伸びているよという話もあります。機会がありましたらちょっとのぞいてみていただけたらありがたいなと思っているところがございます。いろんなイベントとか会議だとか懇親会だとかいうのはすべて中止になっています。本日は総会、行政委員会でございまして、口角に泡を飛ばして大きな議論をするとあぶないという話もありますが、慎重審議でよろしくお願ひしたいと思っております。よろしくお願ひをいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日の会議、欠席の通告を受けております。10番 西沢泰裕委員でございます。ほかの会議と重なっているということでお届けをいただいております。

#### 行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 特ににないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第12回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件2件、許可申請案件28件、証明案件3件、届出書受理案件2件、協議案件4件、合計39件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

16番 永井辰正 委員

17番 村田憲夫 委員

以上の委員にお願いします。

#### 会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第12回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第12回総会（定例会）は、本日3月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第4、報告第19号「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第19号「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

第86号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第5、第86号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

## 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、16番 永井委員、お願いします。

○現地調査員（永井 辰正） この間、隣におられます村田委員と現地確認をさせていただきました。説明のとおりで特に補足することはありません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高尾委員。

○3番（高尾 利美） ちょっと教えていただきたいんですけども、87番の地目、公衆用道路となっていると説明していただいたんですけど、この地目、公衆用道路についてご説明いただけたら。

○事務局（古谷 明仁） 台帳地目が公衆用道路ということで、以前は道路だったんじゃないかなと思われま。ただ農地法の3条の申請については台帳地目が農地あるいは現況地目が農地の場合には手続が必要になりますので、今回は現況が農地ということで3条申請を出していただいています。なぜ公衆用道路かという、今現況は変わっているので、場所的には森林公園に登る里道かなんか、道だったんじゃないかなと思われんですけども、はっきり公衆用道路がなんでかというのは分かりません。登記が公衆用道路だということでご理解いただきたいと思。字限図では、里道があるんですけども、それが狭いのでその横を分筆されて道路として提供されて個人名になっていると思われま。

○6番（井谷 勝彦） 分筆して農地を道路として提供されているのであれば現況が田というのはおかしいのではないですか。

○事務局（古谷 明仁） その当時の話なんですけれども、今現在はすべて一体の農地になっている状況です。昔里道があったんじゃないかなということ。す。

○17番（村田 憲夫） 公衆用道路だったんなら田んぼにならずに雑種地にならないとおかしいように思いますけど。田んぼじゃないわな。

○事務局（古谷 明仁） その当時は道路だったんで地目が公衆用道路だったんですけども、この前現地調査行った段階、あるいは添付資料の写真等見るかぎりには農地の状態です。

○事務局（宮崎 雅巳） その当時は道路として使われていたんだろうな。しかしながら、長い年月が経つにつれて公衆用道路の必要がなくなって、自分所有権持ってますから農地として使用されているというのが今の現状だと思います。登記簿地目は本来そうだったときには不動産登記法に基づいて変えるというのが法律の主旨なんですけれども、世間ではなかなかその法律に基づいて速やかに変えられないケースが多々あります。ですから底地が農地以外、宅地になっても農地が存在したり。農地法は今の状態が農地であるものは農

地法の対象になるということです。今の現状が農地ということですので今回3条申請を出していただいたということだろうなど。現地調査もしていますので現況が農地ということは確認済みですので今回の審議については審議していただきたい案件ということになります。

○議長（森井 脩） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第86号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第87号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第6、第87号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、1番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 去る13日、私と18番大原委員、都市整備課、事務局2名、計5名で現地確認いたしまして、事務局の報告のとおり、問題がある案件はありませんでした。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。  
お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第87号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」は、原案のとおりすべて可決されました。  
許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第88号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第7、第88号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。  
事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、1番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 去る13日、金曜日に私と18番、大原委員、都市整備課、事務局2名の5名で現地確認いたしまして、事務局の報告のとおり問題のある案件はありませんでした。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。  
お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第88号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第 89 号議案、農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第 8、第 89 号議案「農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。  
事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。  
引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたら願います。

現地調査員を代表して、16 番 永井委員、願います。

○現地調査員（永井 辰正） この件につきましても確認させていただきました。事務局の説明のとおりで追加説明はありません。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第 89 号議案「農地法第 2 条第 1 項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第 90 号議案、農地法第 5 条第 1 項ただし書き（第 7 号）の規定による協議について

○議長（森井 脩） 日程第 9、第 90 号議案「農地法第 5 条第 1 項ただし書き（第 7 号）の規定による協議について」を議題とします。

事務局、提案説明願います。



### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、1番 宮岡委員、お願いします。

○現地調査員（宮岡 正則） 13日、5名で現地確認をいたしまして、事務局の報告のとおり、問題がある案件はありませんでした。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第90号議案、「農地法第5条第1項ただし書き（第7号）の規定による協議について」は、原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第91号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第10、第91号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、 第9 1号議案 「農用地利用集積計画の決定について」 は、 原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、 農用地利用集積計画を決定する。」 旨の決定通知書を送付します。

第9 2号議案、 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について

○議長 (森井 脩) 日程第1 1、 第9 2号議案 「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、 1番 宮岡委員、 お願いします。

○現地調査員 (宮岡 正則) 13日、 5名で現地確認をいたしまして、 事務局の報告のとおり、 問題がある案件はありませんでした。 ちょうど家の裏の屋敷続きでいい場所です。 家の裏から農地が見えているところでいい場所じゃないかなと思います。 以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第92号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の設定について」は、原案のとおり可決されました。

第93号議案、豊岡市農地法施行規程の一部改正について

○議長（森井 脩） 日程第12、第93号議案「豊岡市農地法施行規程の一部改正について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第93号議案「豊岡市農地法施行規程の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

第94号議案、豊岡市農地転用の制限の特例に係る事務処理要綱の一部改正について

○議長（森井 脩） 日程第13、第94号議案「豊岡市農地転用の制限の特例に係る事務処理要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第94号議案「豊岡市農地転用の制限の特例に係る事務処理要綱の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

閉会

○議長 (森井 脩) お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、令和元年度第12回豊岡市農業委員会総会(定例会)を閉会します。

午後2時44分閉会